



# うそ電話詐欺防犯情報

鹿児島県  
警察本部  
生活安全企画課  
平成29年第30号

## 南九州市内で約3,500万円被害のうそ電話詐欺が発生!!

本年の最高被害額となる約3,500万円被害のうそ電話詐欺が発生しました。

今回の詐欺は、「名義貸しは犯罪になる。」と脅してだましてくる手口で、何人もの登場人物が出てくる劇場型と呼ばれる詐欺です。

登場人物の話が一致しているため、被害者も、実際に起きていることと誤信しやすいという特徴や、被害額が高額になるという特徴がありますので、手口を知り、絶対に被害に遭わないようにしてください。

### ～「名義貸しは犯罪になる。」と脅してくる詐欺の流れ～

- ① 公的機関等を名乗った犯人から、「あなたの個人情報漏洩している。」等と電話がかかってくる。
- ② A会社を名乗る者から電話があり、「あなたの個人情報が登録されています。あなたのお客様番号は●●です。この番号は誰にも教えないでください。」等と指示される。
- ③ A会社の商品の購入希望者から電話があり、「あなたの（名前）お客様番号を貸してもらえないか。」等と言われる。
- ④ 被害者が了承すると、後日、A会社の者から電話があり、「あなたの行為は名義貸しで犯罪になり逮捕される。（財産を差し押さえられる）。」等と言われる。
- ⑤ 金融庁職員等を名乗る者から電話があり、「逮捕（財産の差押え）されないために、預貯金等を全て宅配便で送ってください。」等と指示される。  
その際、宅配便の品名には、「現金」と記入せず、「入浴剤」、「野菜」等と記入するよう指示してくる。
- ⑥ 一度、現金を送付すると、その後も、何かしらの理由を付けて現金を送付するように求めてくる。

「送った現金は後で返ってきます。」と説明してくるが、返ってくることはない。

### 【 注 意 点 】

- 知らない会社・団体からの電話は相手にせず、すぐに電話を切ること。
- 名義貸しを求められたら、詐欺であること。
- 「ゆうパックや宅配便等で現金を送れ。」と言われたら、詐欺であること。
- 「警察に話すと逮捕されるので秘密にすること。」等と言われても、独りで悩まず、家族や警察に相談すること。

などに注意し、被害に遭わないようにしましょう。

